

新潟県国民健康保険団体連合会

理事会議事録

令和 7 年 2 月 13 日

自治会館本館「301 会議室」

出席者 理事本人の出席 13 名
書面による出席 3 名

開 会 午後 1 時 45 分

開 会 宣 言

渡邊総務課長補佐が開会宣言を行う。

理 事 長 挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 二階堂理事長】

ご多用のところご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

心配をしておりました寒波が終わってやれやれと言っておりましたが、また何か次が来そうだという事で、困ったもんだと思っております。まあ、冬来りなば春遠からじということでありますけれども、早く春一番が吹いてほしいと思っているところですが、なかなか、国保の関係はいつ春が来るんだろうと思うぐらいの状況であります。

12 月には書面で「国保連合会の事業の法人税に関する取扱い」について皆様方からご承認をいただきました。また、昨年の 12 月 2 日には「資格確認書の発行」という新たな局面も迎えているようではありますが、一番我々にとってボディブローが効いているのは、被保険者の皆様方が別の会計の方に移るということになれば、事務局に聞きましたら全国で 110 万人も減少するという試算があるとのことで、こういう国保の状況からしますと本当に国保には春がいつ来るのかなと心配をしているところでもあります。

また、新しい局面で医療 DX の関係で新たな作業もあり、私共の仕事の中身も変わったようでありますけれども、国保の持っている存在意義というのは国民にとっては大変重要でありますので、しっかりその存在意義を私共の腹に据えて取り組んでいきたい、とこういう風に思っております。

今日、皆様方にご提案をする議題は、次の総会にかけける議案であります。ぜひ、皆様方からの忌憚のないご意見を踏まえて、総会に臨みたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

副理事長 就任挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 渡辺 副理事長】

ご紹介いただきました、佐渡市長の渡辺でございます。

今、理事長からもお話があった通り、国保は本当に重要なものであり、人口減少を含めて一次産業や小さな産業は、ある程度地域の状況を踏まえると厳しいものだとは認識しておりますが、国民健康保険の基礎となるものだと思っています。

理事の皆様方としっかりと力を合わせながら、国保を守り、県民の安全安心を守っていくという仕事に対して一生懸命努力して参りますので、これからのご指導をお願い申し上げて私からの就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議 事

【議長 二階堂理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。

差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

ご異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。燕市の鈴木市長さん、津南町の桑原町長さんのお二人に指名をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、議案審議に入ります。まず、はじめに議決事項の(1)「規則等の一部改正等(案)について」事務局の説明をしてください。

【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井でございます。

日頃から本会の事業運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、ご参集いただき重ねてお礼申し上げます。

それでは、議案内容を説明いたしますが、資料の方、大変ボリュームがあり分りにくいことから、概要版をお作りしましたので、こちらでご説明させていただきます。大変恐縮ですが「当日資料1理事会(概要版)」をお手元にご用意頂けますでしょうか。着座にて失礼します。

それでは、概要の1ページをお開きください。「1 規則等の一部改正等(案)について」ご説明いたします。20の規則、規程等の一部改正などがございます。

(1)「国及び新潟県等の規定の改正に伴う改正」での職員給与規則は、昨年の県人事委員会勧告の内容にならい、期末・勤勉手当支給月数、支給割合など所要の改定を行うものでございます。

(2)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正に伴う改正」は、同法の一部改正において、来るべきパンデミックに備え「流行初期医療確保措置」という仕組みが定められました。その措置に係る事務を、県からの委託事業として実施するための診療報酬審査支払特別会計、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の経理規則の所要の改正でございます。

(3)「法人税法施行令等の一部改正に伴う一部改正」は、昨年末の書面での臨時理事会・臨時総会にてご承認いただいた法人税法施行令、一部改正における財務規則と歳入歳出外現金で経理している第三者行為損害賠償金を歳計現金として経理するため、新たに特別会計を設置する経理規則と事務処理規則の一部改正でございます。

(4)「被保険者証の廃止に伴う改正」は、昨年12月の被保険者証廃止に伴う資格確認書に係る文言修正や関連業務の変更等に係る改正でございます。

(5)「取扱の変更に伴う改正」としましては、新潟県国民健康保険運営協議会連絡会設置規程ですが、まずこの連絡会は各市町村の国保運営協議会の会長で構成されている会でございます。従前から連合会が事務局を担い、会費等は頂かず連合会交付金のみで外部団体扱いで運営し

ておりました。連絡会業務を本会業務に統合することにより、会計監事を設置せず、事務処理等の軽減を目的とする改正でございます。

文書取扱規則等は本会事務処理の効率化、合理化を目的に改正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明がありましたけれども、議決事項の(1)について、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようでありますので、それでは、説明のとおりご承認いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議決事項(2)となりますが、議決事項の(2)から(5)の4議題につきましては、通常総会に提出する議題となります。ご審議をお願いいたします。

それでは、議決事項(2)「令和6年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」事務局は説明をしてください。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(2)「令和6年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」ご説明いたします。

一般会計を含む8会計8勘定で補正をお願いするものですが、額の大きいもの等を中心にご説明します。

初めに「一般会計第四次補正」でございますが、当初退職者2名の予定でございましたが、新たに2名の退職者が生じたことによる退職手当支給のため、役職員退職手当特別会計へ繰り出すものです。また、配置職員の変更に伴う人件費の増ですが、どちらも予備費を同額減額し繰り出すので補正額は0円でございます。なお、退職手当は各会計で按分しておりますことから、一般会計での補正の他、全特別会計の業務勘定で同様の補正をお願いするものでございます。

続きまして「診療報酬審査支払特別会計の第三次補正」の「業務勘定」は、今程一般会計でご説明した、新たに退職者2名が生じたことによるものと「公費負担支払勘定」の5,100万円減額は、新型コロナウイルス感染症が見込みより減少したことにより減額するものです。

続きまして「後期高齢者医療事業関係業務特別会計第四次補正」での「公費負担支払勘定」の1億1,300万円減額も、国保同様に新型コロナウイルス感染症減少によるものです。

「介護保険事業関係業務特別会計第三次補正」の「公費負担支払勘定」の約6,300万円増額は、主に生活保護が見込みより増加しているためのものでございます。

「特定保健指導等事業特別会計第三次補正」は、システム機器更改による減価償却引当資産への繰入金を増額でございます。

最後に「役職員退職手当特別会計第二次補正」の約 4,300 万円増額は、新たに退職者 2 名が生じたための補正でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明がありましたが、議決事項の(2)につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようでありますので、それでは只今の説明のとおり、ご承認いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議ないようであります。よって、原案のとおり決定し、通常総会に提出をしたいと思います。

次に、議決事項の(3)「令和 7 年度事業計画(案)」について「議決事項の(4)「令和 7 年度負担金及び手数料(案)」について「議決事項の(5)「令和 7 年度各会計歳入歳出予算(案)」について」の 3 議題について、関連がございますので一括して事務局は説明をしてください。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(3)「令和 7 年度事業計画(案)」について「ご説明します。概要版の 3 ページをお開きください。

初めに「本会を取り巻く情勢」として「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針 2024)」では、マイナ保険証利用促進の他、全国医療情報プラットフォーム構築、予防接種事務デジタル化による効率化、医療・介護・こどもDXの確実かつ着実な推進が示されました。

この情勢に関し三つご説明いたします。一つ目の医療・介護DXの推進では、予防接種事務デジタル化は「予防接種等の費用に係る請求支払業務」母子保健DXは「妊産婦健診等の費用に係る請求支払業務」について、令和 8 年度から全国の国保連合会が受託する予定となっており準備を進めております。

次の○の自治体区域内外を問わない地方単独医療費助成事業の現物給付化は、現在は県外での償還払いとなる医療費助成を、県内での助成と同様に現物給付化を可能とする仕組みの構築を予定しております。

二つ目の審査支払業務改革と国保総合システム等の更改でございますが、「規制改革実施改革」と記載してございますが、正しくは「規制改革実施計画」でございますので、訂正の方をお願いします。

令和元年6月に閣議決定された政府の「規制改革実施計画」をきっかけに厚生労働省、支払基金、国保中央会の三者により「審査支払機能に関する改革工程表」が策定され、工程表に基づき診療報酬の審査基準統一と、国保総合システムの総合的で効果的な在り方に向け、システム更改作業が進められております。

整合性の実現、第一段階の「クラウド化」と「支払基金との受付領域の共同利用」は中程に記載のとおり令和6年度に完了しております。

しかし、当初の予定は令和8年度稼働でございました効率性の実現、第二段階については、現在も関係者、厚生労働省、デジタル庁、支払基金、国保中央会で要件の見直し、費用負担等の協議が継続しております。運用開始は令和8年度以降となることが決定的であり、これによりまして国保中央会はクラウド化、共同利用化により初期費用、保守・運用費用とも逡減していくと当初は説明しておりましたが、後ろ倒しとなります。

しかし、クラウド化による費用逡減も令和6年度、7年度は固定料金での契約となり比較的安価になっておりますが、現在の為替レートでは当初見込みから相当引上げがされていることから、令和8年度以降のクラウド利用料や、今回の更改費用も一番初めの相当粗い試算で約400億円とのことでしたが、未だ全体額が提示されておらず先行きは不透明でございます。

更に、国保中央会と国保連合会が共同で開発・運用している全国標準システムは、国保総合システム以外に後期高齢者医療、介護保険等様々な分野に亘っており、これらも更改時にはクラウド化が必要となっております。

今程ご説明した事柄に関しては、令和7年1月31日付で国保中央会から「国保総合システムの更改の状況について」という報告がありますのでご説明いたします。

大変お手数でございますが当日資料の2を机上に配布しておりますので、お手元にご用意いただけますでしょうか。

1ページをご覧下さい。1から4まで状況を中央会が説明しておりますが、1から3につきましてはご説明した内容となります。参考までに2ページの表は、令和3年3月に策定された「審査支払機能改革工程表」のシステム更改に関する工程表で、これに沿ってシステム開発が進められております。

左側の文書に戻りますが、3では具体的な作業が進んでいない状況で、4では開発に当たっての重要なこととして、「①国庫補助をできるだけ確保したうえで、国保として負担可能な額となること」「②国保連合会が市町村等の国保保険者や後期高齢者医療広域連合へ提供するサービスレベルの維持・向上が確保されること」「③システムの保守・運用費用の低減が図られること」の三点を実現し、保険者、広域連合の理解を得ることが重要とあります。

特に①の国庫補助獲得につきましては、市長会、町村会を始めとします地方6団体と、全国国保組合協会のご理解、ご協力を頂きながら進めてまいりたいと思います。

4のシステムの保守・運用費用では「クラウド利用料」に関しては、当初のクラウド化により運用費は安価となるとの説明が、為替の影響があるにしろ逆の状況でありますので、事ある毎に中央会に訴えてまいりたいと考えております。この内容が中央会の方の報告書で出された文書になります。

概要版の4ページに戻りますのでご覧下さい。

三つ目の「令和6年度税制改正」でございますが、今回の法人税法施行令等の一部改正により、何が変わったのか説明いたしますと、私共「連合会事業のうち一定要件に該当する事業は収益事業から除外される」とこと、「積立計画等を提出することで積立上限が撤廃される」とことでございます。

詳細につきましては※1で「一定要件に該当し、厚生労働大臣の証明を受けた業務」が、記載のとおり「保険者等からの委託事業であること」二つ目の「手数料は実費に見合う額であること」等の4つの事項に該当し、厚生労働大臣の証明を受けた審査支払業務等の「請負業」が収益事業から除外されます。

また、※2のとおり「積立資産積立計画等を提出」することにより、平成26年10月通知に基づく積立資産積立限度額が撤廃されます。積立額は各国保連合会において定めることが可能となります。

さらに、上限撤廃により現在実施しております※3の「洗い替え処理」も不要となり、後程ご説明します当初予算の縮小にも繋がっております。

以上の情勢、状況を踏まえた「基本方針」でございますが、一つ目の○になりますが「共同体の責務」はもちろんの事「厳しい保険者財政を認識し効率的、効果的な事業運営」に努めてまいります。二つ目の○はこれまでの知見、ノウハウを最大限活用し「医療、保健、介護、福祉」の総合専門機関として幅広く保険者に貢献するため「6つの重点事項」を掲げ、保険者から一層信頼される国保連合会を目指してまいります。

続きまして「重点事項」を記載しておりますが、ポイントをご説明いたします。

「1.保険者が行う保健事業等への支援」は「KDBシステム」国保データベースシステムですが「医療費等分析DB」を活用したデータ提供事業を積極的に実施いたします。

「2.保険者ニーズを反映した共同事業の拡充及び円滑な実施」は、共同事業は各保険者共通事務の一元的処理で事務負担軽減、スケールメリットによる経費削減が目的ですので、今後もニーズを反映した事業拡充、改善を図ってまいります。

飛びまして「5.介護保険並びに障害者総合支援関係業務」では従来業務に加え「ケアプランデータ連携システム」「障害福祉サービスデータベース」に関する業務に取り組んでまいります。

概要の5ページをお開きください。

(4)「令和7年度負担金及び手数料(案)」についてご説明いたします。令和7年度の負担金及び手数料は令和6年度と同額でお願いします。主な負担金、手数料は記載のとおりでございます。

今年度から二十数年振りではございますが、かなり大幅な手数料引上げをさせて頂いたところでございます。現時点では予定は全くございませんが、仮に将来、引上げをお願いせざるを得ない状況となった場合、ソフトランディングと言いますか、今回の反省を踏まえて極力保険者にご負担をかけないような形で考えていきたいと思っております。

続きまして、議決事項(5)「令和7年度各会計歳入歳出予算(案)」についてご説明させていただきます。各会計予算の総括表でございます。記載にございませんが、最初に本会会計についてご説明いたします。

本会会計は一般会計と7つの特別会計に21の勘定で構成されております。

そのうち一般会計は、会員である保険者から頂戴する負担金を財源に主に会務運営費、保険者の保健事業支援の財源となります。

特別会計は各保険者から頂戴する各事業での手数料を財源に、事業の事務経費となる業務勘定と、同じく保険者、広域連合から納入頂き、医療機関、介護施設等へ診療報酬、介護給付費などを支払う、受払勘定、いわゆるトンネル勘定である支払勘定がございます。

こちらの総括表は負担金・手数料積算に関わる一般会計から、役職員退職手当特別会計のトータルを「合計①」で記載してございます。その「合計①」中段から下になりますが、約41億1,400万

円、対前年比約 3 億 9,000 万円減、8.72%減、「合計②」は医療費、介護給付費等を医療機関、介護事業所へ支払う支払勘定の合計で、約 7,843 億円、対前年比約 118 億 7,000 万円増、1.54%増でございます。

医療費の状況につきまして若干説明をさせていただきます。国保につきましては被保険者の減少もございますし、二回の診療報酬改定がございましたが、減少傾向でございます。6 年度見込と令和元年度の新型コロナ拡大前と比較いたしますと、2.33%減の状況でございます。

後期高齢者につきましては、被保険者の増加と二回の診療報酬改定によりまして、医療費全体では増加傾向でございます。6 年度見込と元年度のコロナ拡大前との比較では、全体では 8.17%増でございますが、被保険者 1 人当たりの医療費は 1.48%増となっておりますので、こちらの差が受診控えなのか、適正受診なのかは判断が分かれるところでございます。

一番下段の「合計③」は今程の業務勘定「合計①」と医療費の「合計②」の合計の当初予算総額で、約 7,884 億 1500 万円、対前年比約 114 億 7,800 万円増、1.48%増でございます。

6 ページをご覧ください。当初予算の全体での主な動き、額の大きな項目等をご説明いたします。

まず初めに「税制改正関係」でございます。事業計画の取り巻く情勢でご説明しましたが、具体的な事柄、額としましては、これまで一般会計で計上しておりました請負業の予算を厚労大臣の証明を受ける特別会計への予算移管といたしました。アの県の委託事業でございますが「国保ヘルスアップ支援事業業務」を特定健診・特定保健指導等事業特別会計へ移管した 92 万 7 千円、イの「第三者行為損害賠償求償事務」を「特別会計」を新設し移管しました約 2 千 600 万円となります。

②の「積立資産の積立上限撤廃」に伴いまして「財政調整基金積立資産」「ICT 積立資産」の洗い替え処理が不要となり、各会計における歳入の積立金繰入金、歳出でございます積立金予算が減少し、全体の状況につきましては表に記載のとおり減額によりまして、両積立資産合計で歳入は約 4 億 8,300 万円の減額、歳出は約 5 億 3,000 万円の減額となっております。

「本会システム機器等更改関係」では、「①基幹系システムに係るセキュリティ対策システム機器」更改費用といたしまして、国保と後期のそれぞれの会計で合計 4,180 万円を計上してございます。「②特定健診システム機器・端末更改」といたしまして、健診の特別会計に機器調達と導入作業費合わせまして、約 1 億 900 万円を当初予算として計上してございます。

7 ページをお開き下さい。

会計別の主な予算内容となっております。まず、「一般会計」でございます。予算総額約 4 億 1,820 万円、対前年比 4.78%減は最初の○にあります。恒常的な国保被保険者減少による負担金の減少、二つ目の○は税制改正に伴う「県委託費」の特定健診特会への移管と「第三者行為損害賠償求償事務」を特別会計として新設し移管したことによるものでございます。最後の○になりますが、特定健診・特定保健指導特別会計の収支赤字増額に伴いまして、一般会計から繰出金が増加している状況でございます。

8 ページをご覧ください。

「診療報酬審査支払特別会計業務勘定」は、予算総額約 14 億 3,500 万円、13.67%減はこちらも一般会計同様に、被保険者減少による審査支払取扱件数の減による収入減でございます。あとは、税制改正に伴います積立金の取り崩し額、積立金の減額、第三者行為求償事務等の予算移管、最後の○の手数料の増額改定を頂いたことによる ICT 積立資産の増額でございます。

9 ページをお開きください。

こちらは「後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。予算総額約 15 億 5,600 万円、6.37%減は、後期高齢者医療被保険者は増加しておりますので、手数料増による増額でございます。また、国保も同様に税制改正に伴う積立金の取崩と、積立金の減額、第三者行為求償事務等の予算移管、また、手数料増額改定によります ICT 積立資産の増額でございます。

10 ページをご覧ください。

「介護保険事業関係業務特別会計業務勘定」は予算総額約 3 億 2,800 万円、25.07%減の一番大きな原因につきましては、最後の〇になりますが、令和 6 年度の介護保険審査支払等システム機器更改終了に伴う予算減額でございます。

11 ページをお開き下さい。

「障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定」は、予算総額約 8,100 万円、10.07%減につきましては、介護保険と同様に、令和 6 年度の障害者総合支援審査支払等システム機器更改終了に伴う予算減額でございます。

12 ページをご覧ください。

「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定」は、予算総額約 2 億 6,700 万円、65.50%増、この一番大きな理由につきましては、最後の〇になりますが、特定健診システム機器の更改と、端末の更改費用計上に伴う増額でございます。

「第三者行為損害賠償求償事務特別会計業務勘定」は予算総額約 2,600 万円、新設会計につきまして比較はございませんが、こちらは重複いたしますが、税制改正に伴う新たな特別会計の新設でございます。

13 ページをご覧ください。

「役職員退職手当特別会計」は予算総額 81 万 8 千円、対前年比 98.46%減は、令和 6 年度は定年退職者が 4 名でしたが、令和 7 年度は該当者がいないことによる減額でございます。ちなみに、本会は定年延長制度を実施しておりまして、現時点での定年退職年齢は 62 歳となっております。

詳細につきましては、資料No.5 の記載にございます会計毎の事項別明細書をご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明のありました、議決事項の(3)から(5)の 3 議題につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いします。

(柏崎市 櫻井理事より挙手あり)

【柏崎市 櫻井理事】

先ほどのクラウド化の問題について、システム更改の状況が別紙にあります。元よりシステムを最適化する中で、私共から見れば保守運用費用の低減が 4 の③にあり、それを求めているわけです。しかし、私の不勉強であります。事務局長のご説明の中に「為替」という言葉が聞こえてきて、もしかしてクラウドというのはデータセンターが外国にあるから、結果的に為替という言葉が出てきて、為替の見込みがちょっと狂ってきているから、低減がされていないという風に解釈すればよろしいのでしょうか。

【議長 二階堂理事長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局 石井事務局長】

ご質問ありがとうございます。サーバー自体は海外にあるということではなくて、契約している会社がアメリカの oracle、Amazon、その他になり、契約がドル建てでありますので、為替ということが関係するということでございます。

【柏崎市 櫻井理事】

データセンターやサーバーそのものは日本にあるけれども、運用しているのが oracle を初めとする外貨なので、契約が為替という形になるということですね。つまり、想定以上にレートが円安に振れているということなんでしょうか。今、現状はドル建てで 153 円とかぐらいだろうと思いますけれども、想定していたレートとの差はどのくらいでしょうか。

【事務局 石井事務局長】

6 年度、7 年度につきましては最初のクラウド移行のため、契約によって固定料金となっております。単純レートで今は想定の 1.5 倍ほどになっております。

【柏崎市 櫻井理事】

1.5 倍というと、為替レートで考えると、さすがに 1.5 倍にはなっていないと思うのですが、理由は为什么呢。

【事務局 石井事務局長】

公式な資料はないので定かではないところも多少ありますが、最初に契約でかなり安価に抑えたということが想定されます。

【柏崎市 櫻井理事】

新潟県だけではなく、国、厚労省が主導してやっているんでしょうけども、私共の本来的な目的と全く反対の方向にいつていることについて、中央会の方としてはどのように要望し、国、厚労省方からはどういう返事があり、どういう方向性を見出していこうとしているのでしょうか。

最終的には国保被保険者の方々も困ると思うのですが。

【事務局 石井事務局長】

国の状況をご説明しますと、クラウド移行をしなければ、国保総合システムの補助金は出せないというのが最初の前提でございます。

為替相場の状況は想定しなかったと思うのですが、これに関する正式な回答というのは今のところない状況でございます。ただ、私の知る限りの新聞報道等ではありますが、中核市などの事務のクラウド移行で、想定よりも価格が上がっていることに対し、国に要望をしているという

記事は出ておりますので、中央会も厚労省に物を申しているのだと思うのですが、回答は入ってきていない状況でございます。

【議長 二階堂理事長】

櫻井市長さん、いかがでしょうか。

【柏崎市 櫻井理事】

はい。新潟県の中で問答してもしょうがないので、理事長には中央等にお出かけになるときに国レベルでの要望をお話する機会があるのならば、一言でいえずさんな初期の契約、想定であると意見を伝えていただき、一体どうなっているのかということをお聞きいただきたいと思います。以上です。

【議長 二階堂理事長】

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。ぜひそのように、対処したいという風に思います。

(新潟県建築国民健康保険組合 佐藤理事より挙手あり)

【議長 二階堂理事長】

それでは、建築国保の理事長さん、お願いします。

【新潟県建築国民健康保険組合 佐藤理事】

私はちょっと保険料の運用というものは分からないのだけれど、保険料がありますよね。こういう保険料の負担とか利鞘とか、株などの運用はしているのですか。株とか色々、例えばクラウドとか政府が出しているのだけど。

【議長 二階堂理事長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局 石井事務局長】

はい。今のところ定期預金のみでございますが、今後、積立金の上限が撤廃され、洗い替え処理といいまして1年ごとに取り崩しの必要なくなるため、国債等で運用はしていきたいと考えてございます。

【新潟県建築国民健康保険組合 佐藤理事】

建築国保の会の決算とかやっているところでは、一切そういうものは手を出さないようにということで、特に今アメリカ大統領が変わって経済の波があるわけですけども、いいときは宝くじみたいに当たるのだけども、変なものだと相当穴をあける恐れがあるから、高い利息などには手を出さないようにということで、団体から事務の方に注意しているところがある。

汗水流してやっており、金融関係は相当大波になっているわけだから注意してもらいたいと思います。お願いします。

【事務局 石井事務局長】

承知いたしました。

【議長 二階堂理事長】

他にございますか。特段なければ、議決事項の(3)から(5)の3議題につきまして、一括してお諮りをいたします。それでは、原案どおり承認いただき、通常総会に提出することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をし、通常総会に提出をいたします。

次に、議決事項の(6)「表彰規程に基づく永年勤続表彰者の選考(案)について」議決事項の(7)「第157回通常総会の開催日程(案)について」の2議題について、一括して事務局は説明をしてください。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(6)「表彰規程に基づく永年勤続表彰者の選考(案)について」ご説明いたします。

引き続き13ページをご覧ください。本会表彰規程に基づき満10年以上、国保事業に従事した職員で勤務成績が優秀で他の模範と認められるもの、または国保運協委員として在職し功労顕著なものとして保険者からご推薦いただいた候補者5名の方々をお諮りし決定するものでございます。ご決定をいただきましたら、この後の議案で提案させていただきます2月21日開催の第157回通常総会におきまして表彰を行う予定としております。

続きまして、議決事項(7)「第157回通常総会の開催日程(案)について」ご説明いたします。第157回通常総会を記載の2月21日 午後1時30分から自治会館本館において、本日ご審議いただいた案件についてご協議いただきたく開催するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明のありました、議決事項の(6)(7)の2議題につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようでありますので、議決事項の(6)(7)の2議題につきまして、一括してお諮りをいたします。ご承認いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定をさせていただきます。なお、只今、決定された表彰者につきましては、通常総会の場合にて、表彰をすることとしております。

続きまして、報告承認事項に移ります。報告承認事項の(1)「規則等の一部改正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項のご説明をいたします。

(1)「規則等の一部改正について」令和6年11月8日に二階堂理事長に専決処分頂いた案件のご報告でございます。本会柔道整復施術療養費、所謂柔整の審査会に国の通知に基づき面接確認委員会を令和7年1月1日付で設置し、設置に伴う所要の一部改正となります。

この面接確認委員会設置の目的は、柔道整復施術療養費は医療費の伸びと比較し伸びが著しく、適正化に向けた対策で、現在30を超える国保連合会で既に設置をされております。

以上でご報告を終わります。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局より説明がありました報告承認事項(1)「規則等の一部改正について」ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようでありますので、それでは、ご承認いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしといたします。有難うございました。

それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。皆様のご協力により、本日提案いたしました案件、全て承認いただきましたことに感謝を申し上げ、議長の務めを終わらせていただきます。大変、有難うございました。

閉 会

閉会 午後2時30分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 7 年 6 月 5 日

議 長

二階堂 馨



令和 7 年 5 月 20 日

署名理事

鈴木

木

力



令和 7 年 5 月 26 日

署名理事

桑

原

悠

